第２次岩国市自殺対策計画

素案

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
１　計画策定の趣旨 1
２　自殺対策の基本認識 2
３　計画の位置づけ 3
４　計画の期間 3
５　計画の策定方法 4

第２章　岩国市の自殺を取り巻く状況 5
１　自殺の現状 5
２　第１次計画の評価と課題 8

第３章　計画の基本的な考え方 11
１　計画の目指す姿 11
２　計画の目指す姿の成果指標 11
３　計画の基本方針 12
４　計画の体系 13

第４章　計画の取組 14
１　基本施策 14
基本施策１　地域におけるネットワークの強化 14
(1)　自殺対策の推進のための体制の強化 14
(2)　各分野におけるネットワークの強化 14
基本施策２　自殺対策を支える人材の育成 15
(1)　気づき・つなぎ・見守りができる市民等（ゲートキーパー）の養成 15
(2)　こころのケアを担う人材の資質の向上 15
基本施策３　市民への啓発と周知 16
(1)　自殺予防に関する正しい知識の普及啓発 16
(2)　ストレスやこころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発 16
基本施策４　生きることの促進要因への支援 17
(1)　ライフステージに応じた相談・支援の充実 17
(2)　困難な状況にある市民への相談・支援の充実 19
(3)　自殺未遂者・自死遺族等への相談・支援の推進 20
基本施策５　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育 20
(1)　児童生徒への教育の推進 20
(2)　安心できる環境づくり 21

2　重点施策 21
(1)　こども・若者の自殺対策の推進（再掲） 21
(2)　高齢者の自殺対策の推進（再掲） 22
(3)　生活困窮者・無職者・失業者の自殺対策の推進（再掲） 23

第５章　計画の推進 24

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

わが国の自殺対策の動向は、2006（平成18）年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行されるとともに、2007 (平成19) 年に「自殺総合対策大綱」が策定され、自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、総合的な自殺対策の推進の結果により、自殺者数は３万人台から２万人台に減少しました。

しかしながら、自殺者数は依然として２万人台で推移している状況から、2016（平成28）年４月に自殺対策基本法が改正され、市町村計画の策定が義務化されました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、2020（令和２）年には女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。2022（令和４）年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となりました。そのような状況を背景とし、2022年（令和４）年10月に「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」や「女性に対する支援の強化」等13項目を当面の重点施策とした、新たな自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。

さらに、近年、自殺者数は減少傾向にあるものの、こどもの自殺者数は増加傾向が続いており、こうした極めて深刻な状況に対処するため、2026（令和８）年４月に「こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置」、「デジタル技術を活用した施策の展開」、「自殺リスク情報の迅速な把握」、「自殺を助長する情報・設備等対策」、「自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援」の強化について定めることを趣旨とした自殺対策基本法が改正されました。

本市では、2019（平成31）年３月に「岩国市健康づくり計画」と一体的に「岩国市自殺対策計画」（以下「第１次計画」という）を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない地域」を目指し、自殺対策の取組を推進してきました。本市の自殺者数は減少傾向にあるものの、命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる人がいる現状から、自殺者数の減少に向け、分野、世代、内容に関わらず、相談を受け止めて伴走支援する重層的支援体制整備事業や地域福祉の取組と一体となって取り組んでいくことが重要です。

このような状況を踏まえ、国や県の計画の基本的な方向性と整合性を保ちつつ、地域の関係機関や団体、事業所と連携・協働し、第１次計画に引き続き、市民一人一人のいのちに寄り添い、誰も自殺に追い込まれることのない地域をつくることを目的とし、新たな「第２次岩国市自殺対策計画」を策定します。

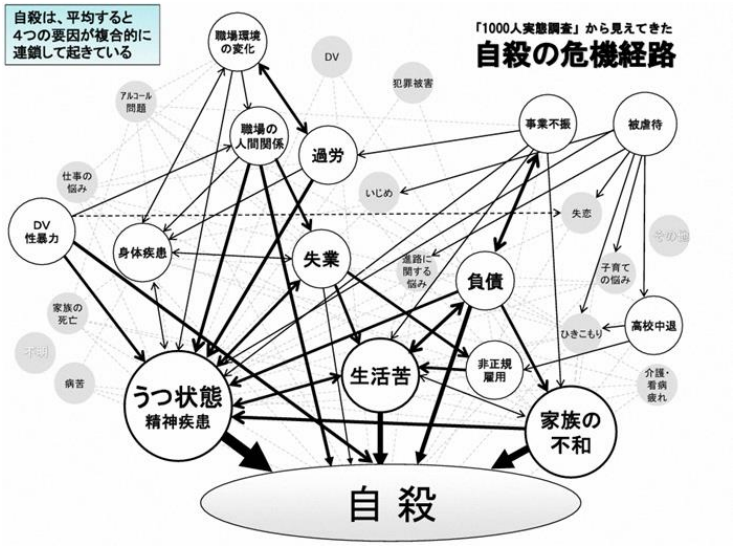
2　自殺対策の基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ等多様かつ複合的な原因を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

下記の図は、「自殺の危機経路」であり、自殺が様々な問題の連鎖で起きることを視覚化したものです。

- 図の円は自殺の要因で、円（○）が大きいほど「発生頻度が高い要因」、矢印が太いほど「因果関係が強い」ことを示しています。
- 自殺に至った人は、失業や病気、生活困窮等、平均４つの問題を同時に抱えています。
- 最も強い経路は「うつ病→自殺」ですが、そこに至る前に様々な要因が複合的に連鎖しています。
- 最後の段階に達する前の連鎖の途中で、いかに支援を届けるかが重要であることを示すデータです。

〔図：自殺の危機経路〕



資料：NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク作成、「自殺実態 1000 人調査」より

自殺は、生きることの阻害要因（失業、生活困窮、孤立、健康問題等）が、生きることの促進要因（自己肯定感、人とのつながり、相談先の存在等）を上回ったときにリスクが高まるとされています。

生きることの促進要因	＜	生きることの阻害要因
● 将来の夢 ● 家族や友人との信頼関係 ● やりがいのある仕事や趣味 ● 経済的な安定 ● ライフスキル（問題対処能力） ● 信仰 ● 社会や地域に対する信頼感 ● 楽しかった過去の思い出 ● 自己肯定感　など		● 将来への不安や絶望 ● 失業者不安定雇用 ● 過重労働 ● 借金や貧困 ● 家族や周囲からの虐待、いじめ ● 病気、介護疲れ ● 社会や地域に対する不信感 ● 孤独 ● 役割喪失感　など

資料：いのち支える自殺対策推進センター

3　計画の位置づけ

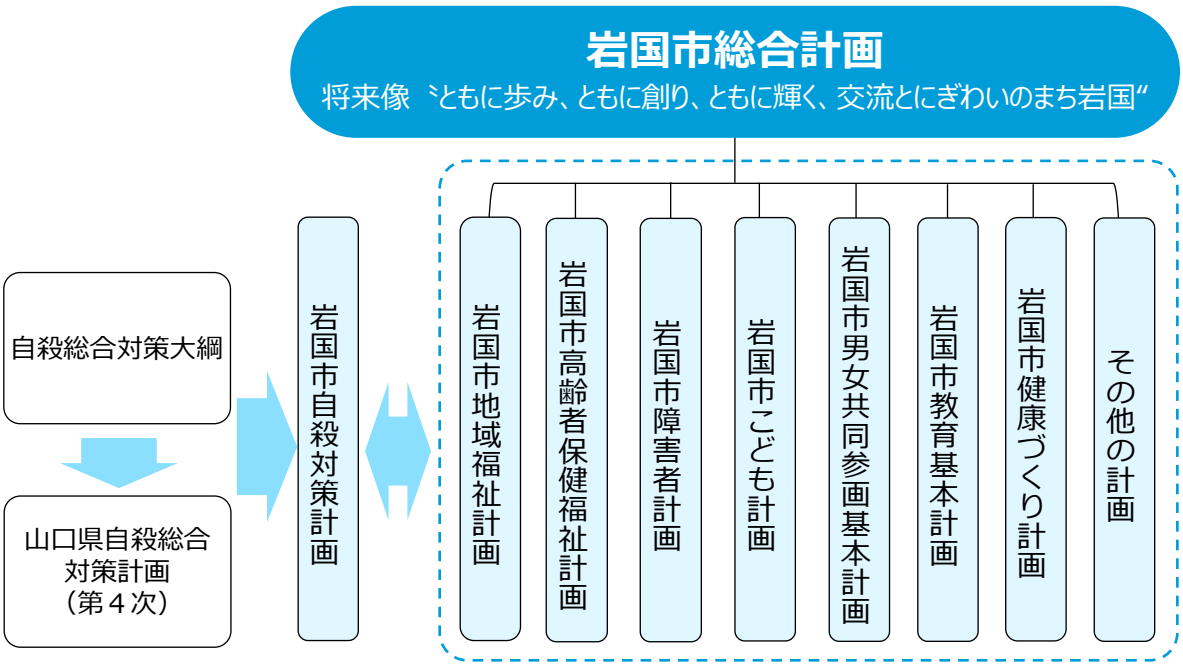
(1)　法律の位置づけ

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第２項の規定に基づく、市町村自殺対策計画です。

(2)　関係計画との整合性

- 上位計画である「第３次岩国市総合計画」に沿い、基本目標である「市民一人一人がいきいきと暮らせるまち」の実現に向けた計画です。
- 国や県の計画や本市の関係する個別計画と整合性を図りました。

〔岩国市自殺対策計画と他の計画の関係〕



4　計画の期間

計画期間は、2027（令和９）年度から2032（令和14）年度までの６年間です。
ただし、社会情勢の変化や法令の改正等に応じ、適宜見直しを行います。

5　計画の策定方法

(1)　計画の策定体制

- 岩国市健康づくり計画推進協議会において、計画に関する意見、助言の集約を行いました。
- 自殺対策庁内連携会議等において、行政の関係部局が幅広く参画し、計画の取組及び推進体制等について検討を行いました。

(2)　パブリックコメントの実施

岩国市パブリックコメント（市民提言）制度実施要綱に基づき、計画の趣旨、内容その他必要な事項を市民に公表し、本計画に関する意見を募集しました。

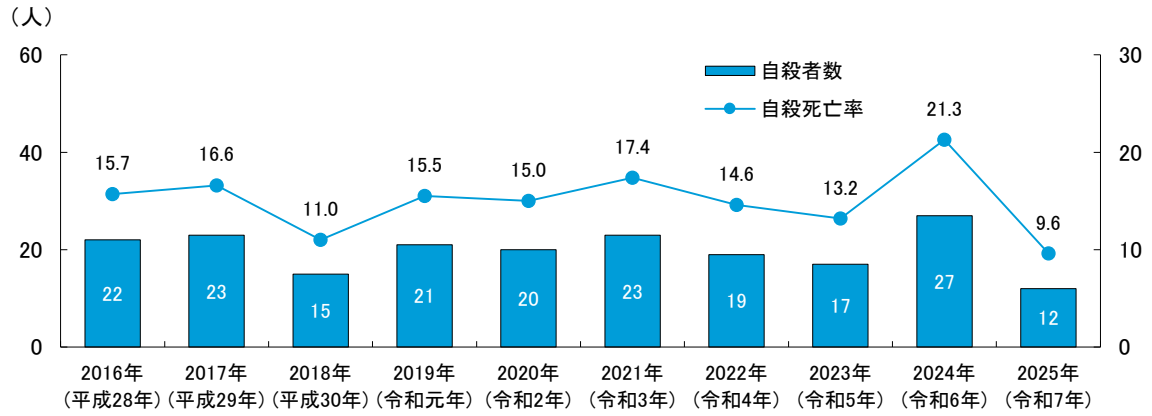
第２章　岩国市の自殺を取り巻く状況

１　自殺の現状

(1)　自殺者数・自殺死亡率の推移

- 本市の2025（令和７）年の自殺者数は12人であり、2024（令和６）年に大きく増加しましたが、再び減少し、過去10年間で最も少なくなっています。

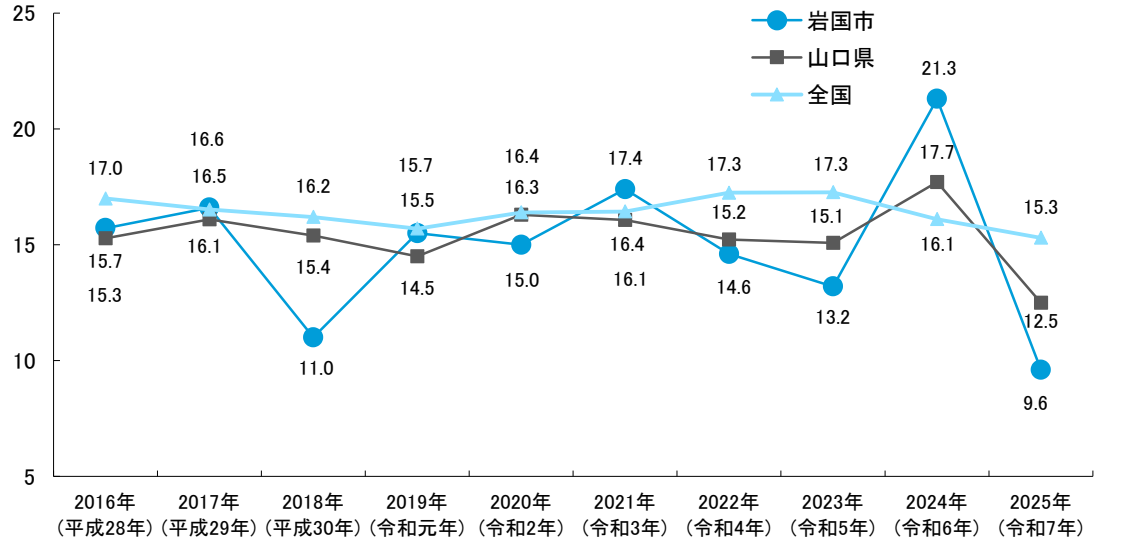
〔自殺者数・自殺死亡率（人口10万対）の推移（岩国市）〕



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

- 本市の自殺死亡率は、山口県、全国と比較すると、ほぼ同様の傾向で減少していましたが、2024（令和６）年は山口県、全国を大きく上回り、2025（令和７）年は山口県、全国を大きく下回りました。

〔自殺死亡率（人口10万対）の推移（岩国市・山口県・全国）〕

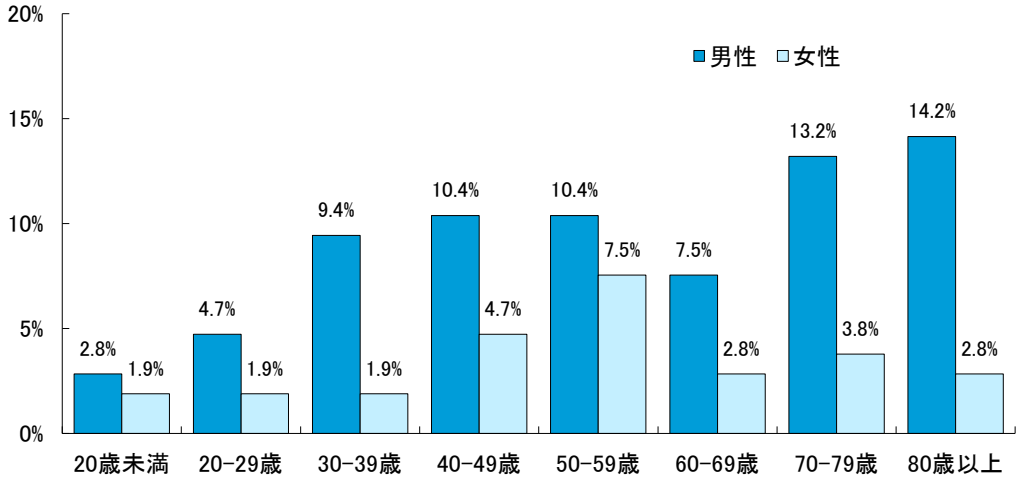


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2)　自殺者の状況

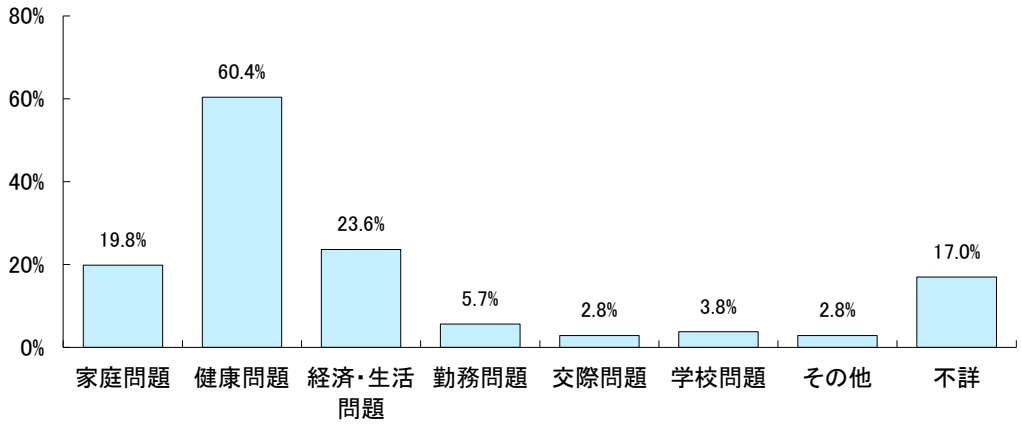
- 2020（令和２）年～2024（令和６）年の合計では、男性が７割以上を占め、男性80歳代・70歳代の割合が最も高くなっています。
- 原因・動機では、健康問題の割合が最も高く、経済・生活問題、家庭問題が続いています。

〔自殺者の性・年齢別割合（岩国市・2020（令和２）年～2024（令和６）年合計）〕



資料：岩国市地域自殺実態プロファイル 2025（いのち支える自殺対策推進センター）

〔自殺者の原因・動機別割合（岩国市・2020（令和２）年～2024（令和６）年合計）〕



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

- 2020（令和２）年～2024（令和６）年の合計による年代別死因の順位において、自殺は10～19歳、20～29歳、30～39歳で１位、40～49歳で２位、50～59歳で３位となっています。

〔年代別死因順位　(岩国市、2020（令和２）年～2024（令和６）年合計)〕

死因順位	１位	２位	３位
10～19 歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故
20～29 歳	自殺	不慮の事故	心疾患（高血圧性を除く）
30～39 歳	自殺	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く） 不慮の事故　※同数
40～49 歳	悪性新生物	自殺	心疾患（高血圧性を除く）
50～59 歳	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く）	自殺
60～69 歳	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く）	脳血管疾患
70～79 歳	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く）	脳血管疾患
80 歳以上	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く）	老衰

資料：山口県保健統計年報 2020（令和 2）年～2024（令和 6）年

(3)　岩国市の自殺の特徴

- 本市の2020（令和２）年～2024（令和６）年の合計の自殺者は106人であり、男性60歳以上の無職で同居者がいる人が22.6%で最も多くなっています。
- いのち支える自殺対策推進センターが作成した本市の地域自殺実態プロファイルでは、次の表のような特徴があり、地域での優先的な取組として高齢者、無職者・失業者、生活困窮者への対策が挙げられています。

〔岩国市の主な自殺の特徴（2020（令和２）年～2024（令和６）年合計)〕

上位５位※１		自殺者数 ５年計	割合	自殺死亡率※2 (人口10万対)	背景にある 主な自殺の危機経路※３
1位	男性･60歳以上･無職･同居者有	24	22.6%	42.5	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位	男性･60歳以上･無職･独居	9	8.5%	70.5	失業（退職）＋死別･離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位	男性･40～59歳･無職･同居者有	8	7.5%	171.0	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
4位	女性･40～59歳･無職･同居者有	8	7.5%	27.5	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
5位	男性･20～39歳･有職･同居者有	8	7.5%	22.8	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

※　１　順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順

※　２　自殺死亡率の母数（人口）は 2020（令和２）年国勢調査を基にいのち支える自殺対策推進センターが推計

※　３　「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考に推定

資料：岩国市地域自殺実態プロファイル 2025（いのち支える自殺対策推進センター）

2　第１次計画の評価と課題

(1)　計画全体

項目	計画策定時値 2018年 （平成30年）	中間評価時値 2022年 （令和4年）	最終評価時値 2025年 （令和7年）	目標値 2026年 (令和8年)	評価
自殺死亡率（人口10万対）	18.4 （2015年）	17.4 （2021年）	9.6	12.9	A

2025（令和７）年の自殺死亡率は9.6であり、目標を達成しました。

年間の自殺者数、自殺死亡率ともに計画策定時より減少傾向ですが、2024（令和６）年は自殺者数、自殺死亡率ともに増加しており、依然として多くの命が自殺によって失われている状況にあります。

(2)　基本施策毎の取組及び評価と課題

基本施策１　地域におけるネットワークの強化

ア　主な取組

- 自殺対策に関係する機関・団体等と連携を図るとともに、自殺対策庁内会議を開催し、自殺者の傾向、自殺対策の課題等の共有を図るなど体制づくりを推進しました。
- 関連する各種会議において、他機関・団体と連携を図り、地域のネットワークの強化を図りました。

イ　評価と課題

- 今後も自殺につながるおそれのある様々な要因に対応していくため、他機関と有機的な連携をし、総合的かつ効果的な対策を行うことが重要です。

基本施策２　自殺対策を支える人材の育成

ア　主な取組

- 同居家族をはじめ、身近な人のこころの変化に早期に「気づき」、「つなぎ」、「見守る」ゲートキーパー養成研修を市民や地域の支援者を対象に実施しました。

〔ゲートキーパー養成講座受講者数〕

項目	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）
養成講座受講者数（累計）	1,166人	1,411人	1,663人	1,796人

イ　評価と課題

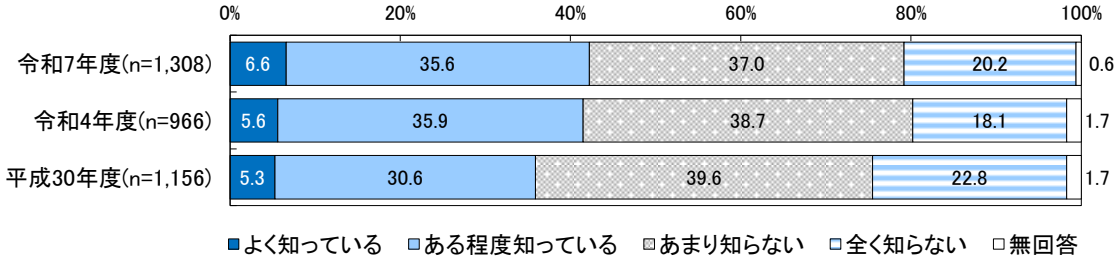
- 今後も、より多くの市民が身近な人のこころの変化に早期に気づき、適切な支援につなぎ、見守ることができるよう、ゲートキーパー養成研修を幅広く行う必要があります。

基本施策３　市民への啓発と周知

ア　主な取組

- 「自殺予防週間（９月）」、「自殺対策強化月間（３月）」において重点的に、広報紙や市ホームページ、市公式ＬＩＮＥ等を利用し、相談先やこころの健康に関する啓発を行いました。
- 自殺の要因となり得る様々な困りごとに対応した「困りごと相談窓口一覧」を作成し、市民や企業等、市内各所に配布しました。
- 各種手続きの窓口、イベントや講演会等を通じて、自殺対策に関するリーフレットを配布しました。

〔相談窓口の認知度（経年比較）〕



資料：「第３次岩国市健康づくり計画」策定のためのアンケート調査（2025（令和７）年度）

イ　評価と課題

- 今後はデジタル社会の進展を踏まえ、ＩＣＴを活用しつつ、自殺に関する正しい知識の普及、相談先の啓発を行い、様々な困難や課題を抱える市民が支援窓口につながることができるよう、引き続き啓発を行う必要があります。

基本施策４　生きることの促進要因への支援

ア　主な取組

- 本市の統計データから、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営問題」、「無職者・失業者」の自殺対策を重点的に推進しました。
- 居場所や活動の場を提供し、活動を通じて人と人の新たなつながりの構築を支援しました。
- 各種手続きや相談の場において、相談先を情報提供し、必要な方には専門的な相談・支援先につなぎました。
- 困難な状況にある方からの相談があった場合、必要な行政サービスを提供しました。

イ　評価と課題

- 今後も「生きることの阻害要因」を減らすため、様々な困難を抱えている人への相談対応を行い、児童生徒、働く世代、高齢者等、様々な人の居場所づくりや健康づくり、生きがいづくり等の取組を強化し、「生きることの促進要因」を増やし、自殺リスクを低下させる包括的な支援を継続して実施することが重要です。

基本施策５　こどものＳＯＳの出し方に関する教育

ア　主な取組

- 各学校において、ＳＯＳの出し方に関する教育を行うとともに、ＳＯＳの受け止め方に関する教育を推進しました。また、中学生を対象に「思春期教室」を実施し、命の大切さを伝えました。
- スクールソーシャルワーカーによる支援や心の支援員の派遣等を行い、関係機関と連携し、包括的な支援を行いました。

イ　評価と課題

- 今後も「生きることの包括的な支援」として、児童生徒への教育を継続するとともに、大人がこどものＳＯＳを受け止めることができる体制を構築する必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の目指す姿

誰も自殺に追い込まれることのない地域

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることから、本計画は、市民の誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指します。

自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、市民一人一人のいのちに寄り添い、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通じて、計画の目指す姿の実現を図ります。

また、自殺対策は「生きることの支援」として、「誰ひとり取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すＳＤＧｓの理念と合致するものであり、ＳＤＧｓの達成に向けた重要な施策の一つです。

２　計画の目指す姿の成果指標

自殺総合対策大綱に基づき、自殺死亡率を６年間で 30%以上減少させることを目指します。具体的な目標値として、2020（令和２）年～2024（令和６）年の自殺死亡率 16.3 を 2027（令和９）年～2031（令和 13）年に 30%減少させ、自殺死亡率 11.4 を目標値として設定します。

指標	現状値 2020（令和2）年～ 2024（令和6）年	目標値 2027（令和9）年～ 2031（令和13）年	出典
自殺死亡率	16.3	11.4	岩国市地域自殺実態プロファイル（いのち支える自殺対策推進センター）

※岩国市の規模では単年での自殺死亡率の比較が難しいため、５年間の平均値とした。

3　計画の基本方針

国の自殺総合対策大綱に示されている６つの基本方針を本計画の基本方針とします。

(1)　生きることの包括的な支援の推進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開します。

(2)　関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取組の推進

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であるため、様々な分野の施策、従事者や組織等、生きる支援等と連携して自殺対策を推進します。

(3)　対応の段階に応じたレベルごとの対策及び効果的な連動

自殺対策に係る施策は、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」の３つのレベルを強化するとともに総合的に推進します。

また、自殺対策に係る３つのレベルにおける個別の施策は、「事前対応」、「自殺発生の危機対応」、「事後対応」の段階ごとに効果的な施策を推進します。

さらに、ＳＯＳの出し方に関する教育等、「事前対応」の前段階での取組を推進します。

(4)　実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることや、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発活動を推進します。

また、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、必要な支援につなぎ、見守ることができるよう、啓発・教育活動を推進します。

(5)　国、関係機関・団体、事業所及び市民等の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策の効果を最大限発揮し、総合的に推進するため、国、山口県、関係機関・団体、事業所、市民等それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

(6)　自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺者及び自殺未遂者並びにその親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、自殺対策に取り組みます。

4　計画の体系

計画の目指す姿	誰も自殺に追い込まれることのない地域	成果指標	自殺死亡率の低下

基本施策		重点施策
1 地域における ネットワークの強化	(1) 自殺対策の推進のための体制の強化 (2) 各分野におけるネットワークの強化	● こども・若者の自殺対策の推進 ● 高齢者の自殺対策の推進 ● 生活困窮者・無職者・失業者の自殺対策の推進
2 自殺対策を支える 人材の育成	(1) 気づき・つなぎ・見守りができる市民等（ゲートキーパー）の養成 (2) こころのケアを担う人材の資質の向上	
3 市民への啓発と周知	(1) 自殺予防に関する正しい知識の普及啓発 (2) ストレスやこころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発	
4 生きることの促進要因への支援	(1) ライフステージに応じた相談・支援の充実 (2) 困難な状況にある市民への相談・支援の充実 (3) 自殺未遂者・自死遺族等への相談・支援の推進	
5 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育	(1) 児童生徒への教育の推進 (2) 安心できる環境づくり	

第４章　計画の取組

１　基本施策

基本施策１　地域におけるネットワークの強化

分野を超えた庁内の連携体制を強化し、各分野における地域のネットワーク等と連携を図り、自殺対策を推進します。

また、国や山口県、地域における関係機関・団体、事業所等と連携を図り、自殺対策を推進します。

(1)　自殺対策の推進のための体制の強化

具体的取組	担当課
岩国市自殺対策庁内会議を開催し、各課と自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。	健康推進課
岩国圏域自殺対策連絡会議等にて、他機関・団体と連携を図り、地域のネットワークを強化します。	健康推進課

(2)　各分野におけるネットワークの強化

具体的取組	担当課
複合的な課題を抱える当事者や家族に対し、こども、障害、高齢、生活困窮等の関係機関と連携した支援を行う体制を構築します。	福祉政策課
要保護児童地域対策協議会において、関係機関・地域との連携を図ります。	こども家庭課
いじめ防止対策連絡協議会において、関係機関及び諸団体と連携します。	青少年課
自立支援協議会において、地域・関係機関との情報共有や連携強化を図ります。	障害者支援課
自立支援協議会において、障害者虐待防止に関する研修、啓発や相談・通報先の周知を行い、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	障害者支援課
地域ケア会議において、地域・関係機関との連携を図ります。	高齢者支援課
高齢者虐待を早期発見・早期対応ができるように高齢者虐待防止ネットワーク会議において、情報共有や関係団体との連携を強化します。	高齢者支援課
法に基づく支援会議において、地域での相談活動や見守り活動の活性化を図ります。	生活支援課
消費者見守りネットワーク協議会において、見守りの体制を維持します。	くらし安心安全課

基本施策２　自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進するに当たり、市職員、教職員、医師、民生委員・児童委員、関係機関の相談員等が、様々な悩みや困難を抱えている人の問題に応じて、適切な助言や必要な支援先につなげることができるよう取組を推進します。

また、市民が自殺に関する理解と関心を深め、悩んでいる人に気づき、適切な支援先につなぎ、見守る役割を担う人材となるよう養成します。

(1)　気づき・つなぎ・見守りができる市民等（ゲートキーパー）の養成

具体的取組	担当課
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぎ、見守るというゲートキーパーの役割をより多くの人が担えるよう、ゲートキーパー養成研修を開催します。	健康推進課
様々な困難を抱えている人に気づき、声をかけ、次の支援につなげるため、市職員を対象としたゲートキーパー養成研修等、自殺対策にかかる研修を開催します。	健康推進課

(2)　こころのケアを担う人材の資質の向上

具体的取組	担当課
様々な困難を抱え、自殺リスクの高い児童生徒への支援方法について、教員の理解を深めるための研修等を行います。	青少年課
住民からの相談に応じる職員がこころの健康を保ちながら職務に従事できるよう、メンタルヘルス対策と支援体制の充実を図ります。	職員課
住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を、Ｋ６を活用して評価します。Ｋ６質問票をホームページ等に掲載し、住民が「こころの健康」についてチェックすることができる環境を整え、気づきを促します。	障害者支援課
保健・医療・福祉関係者による協議の場や、山口県が実施する各種研修を活用し、精神保健に関する課題を抱える者を含む障害者福祉に携わる人材の資質向上を図ります。	障害者支援課

基本施策３　市民への啓発と周知

市民の自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、そうした心情や背景への理解を深める取組を推進します。

また、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるよう啓発を行います。

(1)　自殺予防に関する正しい知識の普及啓発

具体的取組	担当課
「子どもＳＯＳ相談カード」、「電話相談カード」、「悩み相談カード」を、市内小中学校の全ての児童生徒に配布し、相談機関や相談ダイヤルの紹介を行います。	青少年課
様々な分野の困りごとに関する相談先を掲載したリーフレットを作成し、市内各所の相談窓口や関係機関を通して市民に配布します。	健康推進課
自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、こころの健康や自殺予防について正しい知識の普及、相談先を周知します。	健康推進課
広報紙や公式ＬＩＮＥを通じて、自殺対策に関する正しい知識の周知等、情報発信を行います。	秘書広報課

(2)　ストレスやこころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発

具体的取組	担当課
各種講座や地域の場において、ストレスへの対処、こころの病気、自殺対策等、こころの健康に関する正しい知識を周知します。	健康推進課
関係機関・団体等と連携し、生活の困りごとを抱える当事者の孤独・孤立を防ぐための相談先の周知啓発を行います。	福祉政策課
広報紙の「人権啓発コーナー」を通じて、自殺対策に関する正しい知識の周知等、市民の理解を深めるための啓発を行います。	人権課
「じんけんフェスタ」を開催し、命の大切さや人権問題等について、正しい知識の普及・啓発を行います。	人権課

基本施策４　生きることの促進要因への支援

失業や生活困窮の問題等「生きることの阻害要因」を減らす取組とともに、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させる包括的な支援を推進します。

(1)　ライフステージに応じた相談・支援の充実

【全世代】

具体的取組	担当課
日常のストレスやこころの健康についての相談を受け止め、支援をおこないます。	健康推進課
相談者が必要とする手続き等への支援や、希望する支援の相談先の紹介や情報提供をします。	人権課
公民館を利用して活動を行うグループに対し、市民のつながりや居場所になるよう支援します。	中央公民館
広報紙「くらしの相談窓口」、電話や窓口にて、各種相談先や手続き先について情報提供を行います。	くらし安心安全課
ライフシーンに合わせた各種手続き窓口の案内やリーフレットの設置及び配布を行い、相談があった場合には相談先について情報提供を行います。	市民課
各種手続きや相談のため窓口を訪れた市民に、必要に応じて相談先を情報提供します。	由宇総合支所 周東総合支所 玖珂支所 錦総合支所 美川支所 美和総合支所 本郷支所

【妊産婦・子育て世代】

具体的取組	担当課
妊娠中から出産後、子育てに関する相談や情報提供等、子育て支援施策の充実により、保護者の負担軽減を図ります。	こども家庭課
子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じ、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応を図ります。	こども家庭課
母子保健推進員等の活動により、子育て家庭の孤立化を防ぐことや、精神的に不安定になりやすい産後の早い時期の支援を行うなど、地域における子育て支援体制の充実・向上を図ります。	こども家庭課

生活に困窮する家庭のこどもを含め、すべてのこどもが心身ともに健やかに育つよう、こどもと家庭の問題に関する相談体制の充実を図ります。	こども家庭課

【勤労者・経営者】

具体的取組	担当課
岩国県民局キャリアカウンセリング、しゅうなん若者サポートステーション等のチラシを窓口に設置し、市ホームページで紹介します。	商工振興課
労働者のメンタルヘルスを守るため、賃金・残業・雇用・ハラスメント等、労働に関する相談先の周知を行います。	商工振興課
無職者や子育て中の女性等に対し、就労に関する相談先やハローワーク、ＬＭＯ（駐留軍等労働者労務管理機構）等の支援機関の情報を提供します。	商工振興課
中小企業等を対象とし、支援策等の情報提供を行い、経営の支援を行います。	商工振興課

【高齢者】

具体的取組	担当課
高齢者の総合相談により、必要なサービスの紹介や支援を行います。	高齢者支援課
住民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の活動を推進することにより、周囲とつながることで高齢者の孤立を防ぎます。	高齢者支援課
高齢者を支える人材バンクへの登録を促進し、地域での人材育成、発掘、活躍の場につなぎ、元気な高齢者を増やします。	高齢者支援課
「高齢者生きがい対策推進事業」、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を通じて、高齢者の社会参加を促進するとともに、生活に関わる支援を行います。	高齢者支援課
民生委員・児童委員や福祉員等の地域関係者と、高齢者の見守りや状況把握に取り組みます。	高齢者支援課
認知症への理解を深めるための啓発を行います。	高齢者支援課

【障害者】

具体的取組	担当課
各種手続き等で窓口を訪れた市民や支援者に対し、必要に応じて関係機関と連携しながら、ニーズに応じた相談先等の情報提供を行います。	障害者支援課
障害者の就労支援・生活上の困難に対する相談、支援を行います。	障害者支援課
障害のある人への理解促進と差別解消に向けた啓発活動を推進し、地域住民との交流機会の創出や社会参加の支援に取り組みます。	障害者支援課
障害者への人権意識を高めるための啓発を行います。	人権課

(2)　困難な状況にある市民への相談・支援の充実

具体的取組	担当課
生活の困りごとの相談が入った際には、相談を受け止め相談先の紹介やつなぎを行います。	福祉政策課
相談支援の質の向上と関係機関との連携強化を推進し、ひとり親家庭の多様な悩みに切れ目なく対応できる支援体制の充実を図ります。	こども家庭課
要保護家庭の支援を行い、生活上の困難軽減を図るとともに、虐待の予防や深刻化を防ぎます。	こども家庭課
障害児・障害者支援に関する取組を行い、障害児・障害者を抱えた保護者・介護者の負担軽減を図ります。	障害者支援課
家族介護者の負担軽減を図るために、家族介護者相談を実施します。	高齢者支援課
認知症の家族の負担軽減を図るために、認知症相談会を実施します。	高齢者支援課
生活困窮者自立支援制度との連続性を保った上で、生活保護制度に関する相談に応じます。	生活支援課
多様で複雑な内容を持っている生活問題にきめ細やかに対応できる生活困窮者自立支援制度による、伴走型支援を実施します。	生活支援課
ひきこもり状態にある方の社会的孤立、経済問題等の相談に応じ、生活困窮者自立支援の中で地域とつなぎ、当事者同士をつなぐことによって社会的孤立を防止する取組を行います。	生活支援課
配偶者やパートナーからの暴力に関する相談を実施します。	人権課
保険料の滞納者の相談において、相談者に情報提供等の支援を行います。	保険年金課

具体的取組	担当課
市税の滞納者の相談において、相談者に情報提供等の支援を行います。	収税課
市営住宅等家賃の滞納者の相談において、相談者に情報提供等の支援を行います。	建築住宅課
生活に困窮する離職者や中小企業の労働者に対し、労働福祉金融制度について周知を図ります。	商工振興課
法律トラブルを抱えた人が専門家に相談する機会となるよう、無料法律相談を開催します。	くらし安心安全課
消費生活トラブルを抱えた人の相談を実施します。	くらし安心安全課
様々な不安や悩みを抱えた人を対象に、保健師や公認心理師等によるこころの健康相談を実施します。	健康推進課
様々な依存症の自助グループと情報共有をし、相談先の１つとして紹介するとともに、必要時は関係機関と連携し、支援を行います。	健康推進課

(3)　自殺未遂者・自死遺族等への相談・支援の推進

具体的取組	担当課
自殺未遂者が包括的な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、再度の自殺企図の防止、社会復帰の支援等を実施します。	健康推進課
自死遺族が必要な支援につながることができるよう、自助グループ等の情報提供を行います。また、関係機関と連携を図り、支援体制の充実を図ります。	健康推進課

基本施策５　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育等）やこころの健康を保つための教育を推進するとともに、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

(1)　児童生徒への教育の推進

具体的取組	担当課
小・中学校等と連携してヤングケアラーについての周知を図るとともに、タブレット端末によるアンケート調査により実態把握に務め、ヤングケアラーに対する早期の支援を行います。	こども家庭課
児童生徒にＳＯＳの出し方に関する教育を実施します。	青少年課

(2)　安心できる環境づくり

具体的取組	担当課
命の大切さや自分を大切にすることについて、継続的に学校等との連携体制の強化を図ります。	こども家庭課
いじめや暴力行為等の児童生徒の問題行動や不登校等に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図ります。	青少年課
「心の支援員」の派遣による学習支援・教育相談により、保護者や児童生徒が学校以外の場で相談できる機会を提供します。	青少年課
不登校の児童生徒を対象とし、関係機関と連携を図り、居場所づくり等の支援を実施します。	青少年課
児童生徒からの相談に応じる教員の、心身面の健康の維持増進を図ります。	学校教育課
こどもが学習支援活動や体験活動に参加し、地域の大人と触れ合うことで自己肯定感や自尊感情を高めることができるよう、放課後子供教室を実施します。	生涯学習課

2　重点施策

全国的な課題となっているこども・若者の自殺対策と岩国市の地域自殺実態プロファイルの特徴から、自殺者数の多い高齢者、自殺のリスク要因となっている生活困窮、無職者、失業者への自殺対策を重点的に推進します。

(1)　こども・若者の自殺対策の推進（再掲）

具体的取組	担当課
小・中学校等と連携してヤングケアラーについての周知を図るとともに、タブレット端末によるアンケート調査により実態把握に務め、ヤングケアラーに対する早期の支援を行います。	こども家庭課
命の大切さや自分を大切にすることについて、継続的に学校等との連携体制の強化を図ります。	
「子どもＳＯＳ相談カード」、「電話相談カード」、「悩み相談カード」を、市内小中学校の全ての児童生徒に配布し、相談機関や相談ダイヤルの紹介を行います。	青少年課
児童生徒にＳＯＳの出し方に関する教育を実施します。	
いじめや暴力行為等の児童生徒の問題行動や不登校等に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図ります。	

具体的取組	担当課
「心の支援員」の派遣による学習支援・教育相談により、保護者や児童生徒が学校以外の場で相談できる機会を提供します。	青少年課
不登校の児童生徒を対象とし、関係機関と連携を図り、居場所づくり等の支援を実施します。	
こどもが学習支援活動や体験活動に参加し、地域の大人と触れ合うことで自己肯定感や自尊感情を高めることができるよう、放課後子供教室を実施します。	生涯学習課
岩国県民局キャリアカウンセリング、しゅうなん若者サポートステーション等のチラシを窓口に設置し、市ホームページで紹介します。	商工振興課

(2) 高齢者の自殺対策の推進（再掲）

具体的取組	担当課
地域ケア会議において、地域・関係機関との連携を図ります。	高齢者支援課
高齢者虐待を早期発見・早期対応ができるように高齢者虐待防止ネットワーク会議において、情報共有や関係団体との連携を強化します。	
高齢者の総合相談により、必要なサービスの紹介や支援を行います。	
住民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の活動を推進することにより、周囲とつながることで高齢者の孤立を防ぎます。	
高齢者を支える人材バンクへの登録を促進し、地域での人材育成、発掘、活躍の場につなぎ、元気な高齢者を増やします。	
「高齢者生きがい対策推進事業」、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を通じて、高齢者の社会参加を促進するとともに、生活に関わる支援を行います。	
民生委員・児童委員や福祉員等の地域関係者と、高齢者の見守りや状況把握に取り組みます。	
認知症への理解を深めるための啓発を行います。	
家族介護者の負担軽減を図るために、家族介護者相談を実施します。	
認知症の家族の負担軽減を図るために、認知症相談会を実施します。	

(3)　生活困窮者・無職者・失業者の自殺対策の推進（再掲）

具体的取組	担当課
生活の困りごとの相談が入った際には、相談を受け止め相談先の紹介やつなぎを行います。	福祉政策課
生活に困窮する家庭のこどもを含め、すべてのこどもが心身ともに健やかに育つよう、こどもと家庭の問題に関する相談体制の充実を図ります。	こども家庭課
生活困窮者自立支援制度との連続性を保った上で、生活保護制度に関する相談に応じます。	生活支援課
多様で複雑な内容を持っている生活問題にきめ細やかに対応できる生活困窮者自立支援制度による、伴走型支援を実施します。	
生活に困窮する離職者や中小企業の労働者に対し、労働福祉金融制度について周知を図ります。	商工振興課
保険料の滞納者の相談において、相談者に情報提供等の支援を行います。	保険年金課
市税の滞納者の相談において、相談者に情報提供等の支援を行います。	収税課
市営住宅等家賃の滞納者の相談において、相談者に情報提供等の支援を行います。	建築住宅課

第５章　計画の推進

行政トップも住民の命を守る責任者として関わるとともに、関係部局が連携を図り、計画の総合的な対策を推進します。

また、関係機関が実施する会議の場を活用し、県・関係機関・団体等との連携を強化し、地域全体での取組を推進します。

本計画を着実に推進するため、ＰＤＣＡサイクル（計画（Ｐｌａｎ）⇒実施（Ｄｏ）⇒評価（Ｃｈｅｃｋ）⇒改善（Ａｃｔｉｏｎ））に基づき、施策の実施状況や成果を定期的に評価・検証します。その結果を踏まえて取組の改善を図るとともに、地域の実情や社会情勢の変化に応じた自殺対策を推進します。